

川崎市立図書館相互貸借要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）第2条に基づき、川崎市立図書館以外の図書館等との相互貸借を行う場合に必要な事項を定める。

(適用規定)

第2条 次の規定に基づき相互貸借を行うものとする。

(1) 神奈川県内の公共図書館等

「神奈川県内公共図書館等の相互貸借ガイドライン」に定められたとおりとする。

(2) 国立国会図書館

「国立国会図書館資料利用規則」に定められたとおりとする。

(3) 他都道府県図書館等

資料貸出館の利用規則等に定められたとおりとする。

第2章 貸出

(貸出資料の範囲)

第3条 川崎市立図書館は次の資料を除き、他都道府県図書館等へ所蔵する資料を貸し出すことができる。

(1) 参考資料・郷土資料等の館内閲覧用資料

(2) CD等の視聴覚資料

(3) 最新号の雑誌

(4) 市内利用者の予約がある資料

(5) 館長が貸し出しを不相当と認めた資料

(貸出に係る経費)

第4条 資料借受館が負担する経費は次のとおりとする。

(1) 神奈川県内の公共図書館等にあつては無料とする。

(2) 国立国会図書館及び他都道府県図書館等にあつては、資料搬送に係る全経費を借受館が負担する。

(貸出期間)

第5条 資料の貸出期間は、1ヶ月以内とする。ただし、貸出期間内であっても、館長が必要と認めたときは、当該貸出資料の返却を求めることができる。

第3章 借受

(利用者の資格)

第6条 第2条の相互貸借を利用できる者は、川崎市立図書館に利用登録している者のうち、川崎市在住、在勤、在学者とする。

(借受資料の範囲)

第7条 借り受けのできる資料は、国立国会図書館にあっては「国立国会図書館資料利用規則」に定められた資料、又その他の図書館にあっては、資料貸出館の利用規則等に定められた資料とする。

(借受期間)

第8条 借受資料の利用できる期間は、国立国会図書館にあっては「国立国会図書館資料利用規則」に定められた期間、他の図書館にあっては資料貸出館の利用規則等に定められた期間とする。ただし、当該資料の貸出館から申し出があった場合、借受期間内であっても借受資料の利用を中止することができる。

(利用の方法)

第9条 借受資料の利用については、国立国会図書館の資料は館内閲覧のみとし、その他の図書館の資料は貸出館の利用規則等によるものとする。

(利用冊数)

第10条 利用冊数は川崎市立図書館規則に基づき、1人につき10冊以内とする。

(亡失及び汚破損)

第11条 利用者が借受資料を紛失、汚損もしくは破損した場合は、当該資料の貸出館の指定する方法で弁償等を行うものとする。

(借受資料の複写)

第12条 借受資料の複写は、当該資料の貸出館の利用規則に定められたとおりとする。

(借受に係る経費)

第13条 利用者が負担する経費は次のとおりとする。

- (1) 神奈川県内の公共図書館等にあっては無料とする。
- (2) 国立国会図書館にあっては、返送に係る経費を利用者が負担する。
- (3) 他都道府県図書館等にあっては当該資料の貸出館の定める必要な経

費を利用者が負担する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項を別に定めることができる。

附則

この要綱は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。